

職員措置請求書

つくば市 住民 請求

市長、社会福祉課長、社会福祉課長補佐、生活保護担当係長に宛てた措置要求書

1. 請求の要旨

(1) 対象となる財務会計上の事実

(いつ、だれが、どのような財務会計上の行為を行ったのか記載してください。)

令和元年度から令和6年度までに、福祉部社会福祉課(※対象職員について後述)が行った生活保護に係る誤った扶助費(計 14,810,094 円)の公金支出は、地方自治法第2条第16 項及び地方財政法第 25 条第1項に違反する違法なものである。

具体的な内容は以下の通り;

I 障害者年金裁定請求に要する診断書料の上限額を超えた支給

件数5件 過支給総額 60,550 円

(うち、5年の消滅時効により返還の請求ができない額 15,510 円)

II 障害者加算の誤認定

誤認定 20 件 過支給総額 13,600,994 円

(うち、5年の消滅時効により返還の請求ができない額 3,960,186 円)

確認中3件

III 重度障害者加算の誤認定

誤認定5件 過支給総額 1,148,550 円

IV 今後の追加公表

令和6年7月 19 日プレスリリースによると、現時点で判明した部分のみ公表されているとのことであるため、今後の増額可能性も否定できない状況。

(※対象職員…該当年度において、I～IIIにかかる決裁に関与した、社会福祉課長、同課課長補佐、生活保護担当係の係長。以下、「対象職員」と呼ぶ。)

(2) その行為が違法又は不当である理由

(その行為はどのような理由で違法又は不当なのか記載してください。)

令和6年7月 19 日プレスリリースを添付する。

なお、(1)が違法・不当である法的根拠は以下の通り;

① 地方自治法

第2条第16 項

② 地方財政法

第 25 条第1項

③ 生活保護法

第8条違反、第 63 条違反、第 78 条違反の疑い

④ 生活保護法による保護の基準(昭和 38 年4月1日厚生省告示第 158 号)

1号「保護基準」違反、2号「特別基準」違反、別表第1第2章の2の(3)「重度障害者加算」違反



- ⑤ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和 36 年4月1日厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知)
第7「最低生活費の認定」1及び2違反
- ⑥ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和 38 年4月1日社発第 246 号厚生省社会局長通知)
第7-2-(2)及び(3)違反、第 11-4違反
- ⑦ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和 36 年4月1日社保第 34 号厚生事務次官通知)
問(第7の 65)違反、問(第8の 40)違反
- ⑧ 生活保護補問答集について(平成 21 年3月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡)
第 11-3-(問 11-22)違反、第 13-1-(問 13-2)及び(問 13-5)違反
- ⑨ 生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(平成 18 年3月 20 日厚生労働省社会・援護局保護課長)
第5-2(1)「法 63 条適用の判断」及び(2)「費用返還額の決定」違反
- 10 生活保護法施行事務監査の実施について(平成 12 年 10 月 25 日社援第 2393 号)
別紙「生活保護法事務監査事項」10(1)違反
- 11 生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成 24 年7 月 23 日社援保発 0723 第1号)
前文及び1違反

(3)その結果、つくば市に生じている損害

(どのような損害がつくば市に生じているのか記載してください。)

① I～Ⅲについて

総額 14,810,094 円のうち3/4が国庫負担金への返還となり、つくば市が総額 14,810,094 円の債権を持つ。対象件数 28 で総額を割ると約 50 万円/件となり、被保護者単身世帯の月額保護費を約 10 万円と仮定すると、その返還額が生活保護受給者の生活を圧迫するものであり、対象者に返還させることがいかに困難なことか想像に難くない。本件はそもそも社会福祉課(対象職員)の責任で発生した、公金の誤支出であり、全額債務免除とすることが社会通念上相当であろう。裁判例でも「本件過支給費用の返還額の決定に当たっては、損害の公平な分担という見地から、上記の過誤に係る職員に対する損害賠償請求権の成否やこれを前提とした当該職員による過支給費用の全部又は一部の負担の可否についての検討が不可欠であるものというべきである」(平成 29 年2月1日判決 平成 27 年(行ウ)第 625 号 生活保護返還金決定処分等取消請求事件)と示されている。そして、この場合には市財政の負担となる。

なお、つくば市は地方交付税交付金不交付団体であるため、地方交付税で生活保護関連の国庫負担の対象とならない。つまり、1/4部分の補填もなく、返還総額の1/4が市財政の負担となる可能性が高い状況である。

(2) Iについて

生活保護法上の実施要領に定められていない支給方法であるため、地方財政法第25条第2項に違反していると言える。よって、Iの金額の3/4(45,413円)について国への返還となる可能性がある。

(3) IとIIについて

3,975,696円の返還金対象額が消滅時効により請求できなくなっているため、国庫支出金の返還となった場合は最大で全額、国庫支出金への返還がなくとも、最小で1/4(993,924円)は本来適正に支給されていれば発生していない市財政の負担となっている。

(4)請求する措置の内容

(どのような措置を請求するのか記載してください。)

対象職員及び監督責任を負う五十嵐立青市長は、14,810,094円をつくば市に支払うよう勧告されたい。

IVについて、確定次第、再度金額や件数、誤りに至る経緯、再発防止策を住民に明らかにするとともに、同金額についても対象職員及び市長はつくば市に支払うよう勧告されたい。

(5)財務会計行為から1年以上経過している正当な理由

(1年を経過していない場合は、本項目は記載不要です。(1)の行為から請求までに1年以上経過している場合は正当な理由を記載してください。)

(理由)令和6年7月19日にプレスリリースされたことを契機に生活保護に係る扶助費の誤った支給について知ったため。

2. 請求者

(1)住所

(2)氏名

(自署)

地方自治法第242条第1項の規定により必要な措置を請求します。

別添事実証明書を添付します。

令和6年(2024年)7月29日

つくば市監査委員 殿

生活保護に係る扶助費の誤った支給について

茨城県から生活保護に係る扶助費についての状況確認があり、現時点で確認できる生活保護世帯の支給状況を確認した結果、以下のとおり誤った支給が判明しました。

1 内容

①障害年金裁定請求に要する診断書料の上限額を超えた支給

- ・件数5件 過支給総額 60,550円（うち、5年の消滅時効により返還の請求ができない額 15,510円）

②障害者加算の誤認定

- ・誤認定20件 過支給総額 13,600,994円（うち、5年の消滅時効により返還の請求ができない額 3,960,186円）
- ・確認中3件

③重度障害者加算の誤認定

- ・誤認定5件 過支給総額 1,148,550円

2 原因及び経緯

①本来、診断書料として支給できる上限額（6,090円）の超過分は自己負担となり、障害年金受給開始時に自己負担分を相殺すべきところ、一部の世帯に対して自己負担させずに上限額を超えて事前に支給する取り扱いをしていました。令和6年1月に茨城県からの状況確認により判明。

②障害者加算については、精神障害者で障害年金の受給権がある場合は、裁定請求後、年金証書に基づき加算することができ、障害年金の受給権がない場合は、初診日から1年6か月経過した後に取得した「精神障害者保健福祉手帳」により加算することができます。しかし、誤った認識により、本来対象ではない方に加算をしていました。令和6年2月に茨城県からの状況確認により判明。

③重度障害者加算については、障害の程度が重度で、日常生活において常時の介護を必要とする方に加算するものですが、受給要件の解釈の誤りにより、本来対象ではない方に加算をしていました。令和5年9月、社会福祉課職員が気づき、令和5年10月に是正処理後、令和6年2月に茨城県からの状況確認あり。

3 今後の対応

対象者の方には、今回の経緯等の説明及び謝罪をするとともに、過支給分については、生活保護法に基づいて返還等の対応を検討していきます。

4 再発防止策

関係法令等の確認を徹底し、解釈や処理を確実に行うとともに、監督職員による点検を徹底します。また、生活保護制度の理解を深めるため、職員の研修体制等を強化し、再発の防止に努めます。